

## 第45回 規制改革会議 議事録

1. 日時：平成27年5月18日（月）14:00～14:46
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1208特別会議室
3. 出席者：  
（委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、浦野光人、  
大崎貞和、翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、滝久雄、鶴光太郎、  
長谷川幸洋、林いづみ、松村敏弘、森下竜一  
（政府）有村内閣府特命担当大臣（規制改革）、越智内閣府大臣政務官、  
井上内閣府審議官、田中内閣審議官  
（事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、市川規制改革推進室次長、  
山澄参事官、柿原参事官、佐久間参事官、平野参事官、大熊参事官

4. 議題：  
（開会）
  1. 規制レビューについて
  2. 規制改革ホットラインについて

（閉会）

### 5. 議事概要：

岡議長 定刻になりましたので、第45回規制改革会議を開会いたします。

本日は、佐々木委員が御欠席でございます。

最初に有村大臣から御挨拶いただきます。よろしくお願いたします。

有村大臣 皆様こんにちは。改めまして岡議長、大田議長代理を始め、規制改革会議の委員の皆様には、文字どおり連日、大変熱心な御参画をいただいております、ありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

先だっの全体会議で、「改革、改革」と言う方は多いのですけれども、改革を実行する方、そして、それを完遂して国家・国民益につなげて、国民の皆さんがその果実を実感してもらえる形で後世の歴史の評価に堪え得る改革を成し遂げられる方、なれるとき、なれる体制というのは、そう多くはないということを申し上げました。実は先だっ総理が訪米をされたとき、ハーバード大学ケネディスクールでの演説に私も目がとまりました。今日も12時から、参議院で総理の訪米報告に関しての野党の質疑がございましたけれども、直近の訪米においてこのようなお言葉をハーバードケネディスクールでおっしゃっています。「改革は、たとえその経済合理性に十分説明がついても、周到な政治プロセスを作り上げない限り、成功はしません。政治プロセスとは、議会と内閣の関係、与党と野党の関係、そして利害関係者や国民、さらにはまたマスコミとの関係です。これを適切にマネジ

メントできなければ、改革は成就できません。」「歴史が教えるところ、私の国では一つの政権は1つか2つ、大きな改革を手がけることができれば、それで精一杯でした。それでも私は矢継ぎ早に改革を進めてきました。これからも恐れずにやります。なぜかという、今の日本には過去のどの時点と比べても、改革を求める意欲が広く国民の間に高まっていると信じるからであります。」

そういうお話を総理がなさっていらっしゃる。正にこの先生方が進めてくださっている私たちの規制改革は、経済成長や国民生活の安定、向上の実現に不可欠であり、固唾を飲んでこの結果を待っていらっしゃる方々がいると私自身も大臣として痛感をいたしております。

連日、報道で取り上げられる医薬分業、理美容業に関する規制の見直し、次世代自動車の推進など、改革を取り上げて、そして完遂をして、その果実を国民の手にとという思いの職責で、私も引き続き前線に立たせていただきます。

改革をやり遂げて、日本の未来をより確かなものとするために、引き続き先生方の力強い御指導と御参画をお願い申し上げる次第でございます。

長くなりましたが、総理の思いを共有させていただき、冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日もよろしく願いいたします。

岡議長 大臣、ありがとうございました。

それでは、報道関係者の方はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

岡議長 それでは、議事に入りたいと思います。

本日の最初の議題は「規制レビューについて」ですが、資料1-1から資料1-3につきまして事務局より説明をお願いいたします。

柿原参事官 それでは、お手元の資料1-1から資料1-3に沿いまして、事務局から御説明いたしたいと思います。

始めに資料1-1を御覧ください。こちらは先月のこの会議でも御議論いただきましたけれども、規制レビューの取組のうち、規制シートの作成対象の拡大についてまとめてみたものでございます。

まず1ページ目でございますが、「1 規制シート作成の現状」。これは先月に御報告したものと同一ものを記載させていただいております。昨年6月の規制改革実施計画で規制シートにつきましては3点。

1つ目が、見直し時期が到来する規制。

2つ目が、規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する所管省庁の回答のうち、会議において再検討が必要と判断した規制。

3つ目が、規制改革会議における審議事項に関連する規制。

この3つを優先的に作成するというところで閣議決定されております。

その上で、規制シートの作成につきましては、持続的な取組となるよう、シート作成に

係る負担も勘案し、段階的に対応すると決められておりました。

その閣議決定を踏まえまして、昨年10月の規制改革会議の決定におきまして、先ほど御説明した3点のうち1番目、見直し時期が到来する規制につきましては対象を絞り込みました。2つの軸で絞り込んでおりまして、1つが規制の法令のレベルです。通知・通達等に限り、かつ、発信者が本省庁課長クラス以下のもの。その上で2つ目の縛り、平成27年度に見直し時期が到来するもの、両方を満たすものとししました。

2点目の規制改革ホットライン再検討事項については、閣議決定のとおりということで、3点目の規制改革会議の審議事項につきましては、今の2つの作成状況を踏まえ別途検討ということで、実際にはお願いしていないところです。

その下の(2)ですけれども、以上のようなことで本日現在、それぞれについては全体で4件、につきましては46件、については0件ということで提出いただいております。

2ページ、こういった現状をもとに、規制シートの作成対象を拡大すべきという御議論がありましたので、具体的な案について御説明します。

まず1点目、見直し時期が到来する規制です。こちらにつきましても先月御説明したものに一部重複しておりますけれども、そのときには必要なデータがそろっていないということでございましたので、本日、所管省庁への照会をもとに集まったデータもあわせて御説明したいと思っております。

見直し時期が到来する規制につきましては、法令等のレベルによりまして大きく4つに分けられるのかなということでございます。

1つ目、ア、これは法律に基づくもの。

イ、政令、省令、告示に基づくもの。

ウとエが通知・通達等ということなのですが、発信者のレベルに応じて本省庁課長クラスを超えるもの、以下のものということがウとエでございます。

先ほど御説明したとおり、昨年10月の規制改革会議決定において、27年度に見直し時期が到来する規制のうち、本省庁課長クラス以下の通知・通達等のみを対象としておりました。これが4件にとどまったということでございます。

その次です。平成27年度及び平成28年度の見直し時期が到来する規制について、数の確認という御指示がございましたので、別紙の形で法令レベル別の数字を報告しています。

4ページ、こちらが別紙でございます。平成27年度と平成28年度それぞれ法律から通知・通達等ということで、平成27年度につきましては法律が29、政令、省令、告示が157、通知・通達等のうち本省庁課長クラスを超えるものが109で、以下が4、合わせまして全部で299となっております。

平成28年度につきましては、もともとの規制の数が相当膨大にあるということもありまして、かつ短期間に報告をお願いするというので、概数で御報告いただいた省庁があるものですから、全て「約」ということになっております。法律が約180、政令、省令、告示

が約1,020、通知・通達につきましては本省庁課長クラスを超えるものが約900、課長クラス以下が200ということで、トータルで約2,300ということで、年度によって相当数もばらつきがあるということでした。

2 ページ目にお戻りいただきまして、中ほどでございます。先ほどの別紙の説明のところの続きですが、先ほど御説明した数は、飽くまでも法令等の数、法律なり政令なり通知・通達の数でございます。作成が必要となる規制シートはこれよりは多くなることとなります。一つの法律であっても規制が幾つも含まれている場合が通例ですので、その場合は規制シートの数が増えることになるかと思えます。

その上で、提案といたしましては平成27年度に見直し時期が到来する規制については、今の状況から当面次のようにしたらどうかということなのですが、まず1番目、上記ア、法律に係る規制につきましては全部で29ありますが、規制シートの作成対象とするということでございます。

と は例外措置ですけれども、 のように法律が規制シートの作成対象になっている場合には、それ未満のもの、政令、省令、告示、通知・通達等につきましては、それらの法令等の名称のリストを作ってくださいということでございます。これは規制シートを作成いただければ法律の内容を見まして大体どういった規制かというのが概括分かりますので、その上で必要に応じてその下のレベルの法令等の規制シートの作成の検討対象にすればいいのではないかと考えてございます。

につきましては、つまり法律のものが作られる対象になっていない場合につきましては、最上位のレベルの法令等に係るもの。例外的なものでございますけれども、法律ではなくて政令が一番上のものもございまして、そういったものについては、それをまず規制シートを作ってくださいという上で、それ未満ですね。政令を作ってください場合には省令以下につきましては、同じく名称のリストを作ってくださいということでございます。

以上が作業の内容でありまして、以下スケジュールですけれども、上記 ~ のシート及び法令等の名称のリストにつきましては、所管府省において作成いただいて、6月末までに会議事務局まで御送付いただければと考えております。

3 ページ、以上が平成27年度に見直し時期が到来する規制についてでありまして、28年度のものにつきましては、先ほどの27年度の規制シートの作成状況等を踏まえて検討することにしたかどうかと御提案いたします。

(2) は規制改革ホットラインの再検討関係でございますが、こちらにつきましては、これまでの取組は規制改革ホットラインに寄せられた提案事項につきまして、規制改革ホットラインチームにおいて御精査いただきまして、一部の事項につきましては再検討が必要ということで御報告いただいているものでございます。ただ、その中でも再検討が必要と判断されたものであっても、事務局における内容の精査状況には、2つのものが今まで混在しておりました。

1つ目が、再検討が既に必要と判断されているもの。これはAです。

2つ目、引き続き事務局において内容の精査を進めるということで、例えば提案者に対して事実関係を確認すべきというものも含まれていたということでございます。本来はその精査を確認した上で再検討の必要性を判断するというものでございまして、これまで割と広めにそういった対象にしておりました。かつ、規制シートの対象も両方ということでございましたので、来期におきましては再検討が必要なAについては引き続きシートの作成対象とした上で、Bの引き続き内容の精査を進めるべきものについては、提案者の意向などを事務局などで事実関係を確認するというので、その上で必要に応じて規制改革会議に御報告した上で、シートの作成対象とするというふうにしたかどうかと考えております。

最後に(3)規制改革会議における審議事項に関連する規制につきましては、審議に活用するという観点から、来期においては審議事項に関連するものについてもシートの作成対象とするということでございます。

以上が資料1-1の関係です。

後ろに関係する資料を参考までにつけさせていただいております。

引き続きまして資料1-2をごらんください。こちらは先月のこの会議で御議論がありました、規制の見直し期限というのは設定されているのだろうかということでございます。これにつきまして、これまでの経緯、今後の対応案について御説明します。

まず、「1 これまでの取組状況」です。昨年6月の規制改革実施計画策定前でございます。こういった規制の見直し期限の議論につきましては、過去の取組の中では平成18年のいわゆる骨太の方針の閣議決定に基づいて取組がなされております。このときの取組の内容は2つありまして、1つ目が規制について各府省において平成18年度中に法律ごとの見直し年度・見直し周期を公表するという取組。

2つ目の取組が、見直し基準に基づきまして平成19年度以降、必要な見直しを行うということですが。

これは大方針ということで、これを受けて、その後、「規制改革推進のための3か年計画」が閣議決定されておりました。最初が平成19年6月、20年3月に改定、21年に再改定ということですが、この中で2つの取組が決められておりました。

1つ目の取組が、各府省庁において規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧ということで、その中で次回の見直し年度を公表しておりました。それを踏まえまして平成19年度以降も一定期間経過後、見直し期限ということで、基準に基づいて所管する法律の見直しを進めるということでございます。

あわせて、法律に関連する法規命令、これは政令以下です。政令、省令、告示などです。それから、通知・通達等の見直しも進めるということでもございました。

大きな2つ目としては、各府省庁は平成19年度以降、毎年度、当該年度の翌年度の4月末までに規制にかかわる法律ごとに設定する見直し等一覧を更新して、各府省庁のホームページ等に公表することになっておりました。

この結果でございますが、各府省庁におかれましては、省庁によるばらつきがありますが、けれども、おおむね平成21年から22年ぐらいまでは、その見直しの一覧表の更新がなされて公表されておりました。

なお、先ほどの一定期間経過後の見直し基準、平成19年以降の基準は、見直し期間の設定につきまして2つありまして、1つ目が で5年を標準とし、それより短い期間になるように努めるという努力目標です。

2つ目は、検証に時間がかかるものについては、可能な限り10年を上限という見直し基準でございました。

したがって、この時点で期間が設定されたものについては、こういった基準に基づいていたということでございます。

(2) 昨年6月の規制改革実施計画ですけれども、こちらでもこの関係には大きく2つのことが閣議決定されております。

1つ目は、法令等に見直し条項がないものについても見直し周期を設定して、周期は最長5年ということ。

2つ目が、先ほど御説明した平成18年の骨太の決定に基づき設定された見直し年度・周期につきましては、周期が5年を超えるものを含め必要に応じ再設定とされておりました。ただ、その際の見直し周期の設定の期限自体は、各府省の段階的な対応を可能とするという観点で、具体的にいつまでに設定するという設定期限はございませんでした。

この点につきましては、先月までの会議の御議論を踏まえて、事務局で平成27年あるいは28年度の見直しの時期が到来する法令等の数を確認させていただきました。こういった状況を受けて、規制に係る法令等を見直し周期の設定状況を確認する必要があるのではないかということになるかと思っております。

ということで2です。これがこれからの対応案ですけれども、2つあります。

1つ目が、規制にかかわる法令等における見直し周期の設定状況につきましては、来月末までに所管府省から会議の事務局に報告をいただくということでございます。この作業が終わりますと、先ほどの資料1 - 1の別紙の4ページ目にあった表で、平成28年度は「約」になっていますけれども、この「約」が取れるということになります。

もう一点は、見直し期限につきましては昨年の実施計画を踏まえまして、今年の末までに所管府省において18年決定に基づき設定された規制にかかわる見直し年度・周期に必要な修正を行っていただいた上で、所管府省のホームページにおいて公表するという事で、法律ごとの見直し期限等もしっかり公表していただくことを考えております。

以上が資料1 - 2でございます。

最後に資料1 - 3でございます。こちらは1月あるいは3月に御報告したもののアップデートということで、今回、規制改革ホットラインの再検討事項に関係する部分を全部で15件、関係省庁から御報告いただいております。規制シート自体をまとめた資料を提出させていただいております。詳細につきましては説明を省略させていただきます。

事務局の説明は以上です。

岡議長 ありがとうございます。

前回の会議で多くの委員の皆さんから出てきた御意見、御要望に応えるべく、この間、事務局が各省庁と話し合った結果、今説明を受けたような形になったわけでございます。

それでは、ただいまの事務局の説明に対して御意見あるいは御質問があれば出していただきたいと思います。いかがでしょうか。

大崎さん、どうぞ。

大崎委員 どうもありがとうございました。

私は調べていただいた数なんかも踏まえて、また、法律による規制が一番重みがあるということも踏まえて考えると、事務局案といいますか、27年度のアについて規制シートを作ってもらい、イ、ウについてはその根拠法令を調べてもらうという考え方に賛成でございます。

これはいつまでやるのか、誰がやるのかという問題はもちろんあると思うのですが、私どもも時限的な機関だということを考える必要もあると思うのですが、今後も引き続きやっていく可能性があるということを中心に考えると、平成28年度、法律だけで約180件というのをどう捉えるかということになると思うのですけれども、この中には恐らく極めて常識的に考えて見直す必要が特段ないようなものも入ってくるとは思うのですが、その規制をしている立場から、規制の存在意義ということについて改めて思いをはせるといいですか、そういうことを振り返るいい機会になるのではないかと思います。全省庁横断で2年で200、210というぐらいの数だったら、そんな無茶苦茶な御負担をお願いするという話でもないのかなという意味では、今回、御提案いただいたような方針を28年度以降も踏襲していくようなことを念頭に置きながらやったらいいのではないかと思います。次第です。

岡議長 ありがとうございます。今、御意見をいただきました。

他いかがでしょうか。林さん、お願いいたします。

林委員 形式的な質問なのですが、5ページの別添様式1と6ページの別添様式2というのは、何か違いがあるのでしょうか。

岡議長 事務局、説明してください。

柿原参事官 別添様式1は、法律を規制シートの作成対象とした場合の政令以下の法令等の名称のリストの様式でございます。一番上の欄は府省名ですけれども、次が法律名となっております。

それに対して別添様式2は、府省名の下、2つ目の欄が法令等の名称となっております。これは一番上が法律でない場合、例えば政令だとすると、ここに政令の名称を書いていたいて、省令以下のリストを出していただくという様式になっています。

林委員 ありがとうございます。

そうすると、今回いただいたのは、リストを作るという話について資料1-1で整理されているわけですね。

柿原参事官　そうです。

林委員　資料1 - 1の2ページの下に書いてある、平成27年度の見直し時期が到来する規制については、このようにリストを作りますということで、28年度に見直し時期が到来する規制については、リストすら作らないということになるのでしょうか。リストは作るのでしょうか。

柿原参事官　平成27年度につきましては先ほど御議論ありましたように、法律については規制シートを作成いただいた上で、法律未滿についてはリストを作るということです。平成28年度につきましては、平成27年度の規制シートの作成状況、リストも含めてですけれども、それを踏まえて検討するというので、今の時点では決めない。作らないということを決めているわけではありません。

林委員　リストを作るぐらいは平成28年度分についてもしてもよろしいのではないかと思います。規制シートまで作るのは大変だというのは分かるのですが、後の方で資料1 - 2の話のときに、28年見直しが来る部分についても「約」が取れるという話があったわけですし、そうであればリストについては28年度分も作れるのではないかと思います。いかがでしょうか。

岡議長　お願いします。

刀禰次長　私の方からお答えさせていただきます。

28年度でございますけれども、先ほど大崎委員からもお話がございましたが、まず28年度、きちんとした形で「約」が取れたところで何らかの御報告ができればと思っておりますが、今、例えば法律の約180というもののうち、100程度が1つの役所、実際は国土交通省なのでございますけれども、偏っているという状況もございまして、ですから先ほどの大崎委員の意見はごもっともな御指摘だと思いますが、この100がどの部局に分かれているのか、ということも踏まえて過度な負担をかけることは今の規制レビューの本旨ではないと思っておりますので、適度な負担かどうかということも見ながらやっていく必要があるかというのが1点でございます。

さらに、今、林委員からございました点についてですけれども、恐らく今回の、まず6月末までと年末までの作業をお決めいただいているわけでございますが、出てきたものを見ていただくと、まず一番最上位、基本的には法律ですけれども、法律のシートが出てきまして、それに今度は政省令以下、ぶら下がっているものについては名称が出てきます。実際に恐らくいろいろなワーキングで、第4期の改革は何をテーマにしていくか見ていく作業として、もちろん事務局も下準備をいたしますけれども、先生方に見ていただいて、このシートになっている。そこにぶら下がっている政省令以下、名称はこういうものがある。名称が分かれば、見たいと思えばすぐ見られますので、必要によっては取り寄せてみまして、そういう形でやっていく中で、今後どういう形で各省に作業をしていただくことが効率的なのかということをおある程度判断してから、また名称のリストだけ出して、またシートだけというのは、取りまとめ部局というものが必ずありまして、その手間も

かかりますので、27年度の出てきたものをまず見ていただいて、その中でどういう作業をするのが改革に資するとともに、各省の負担が適度なものとなるかという辺りを見ていただいて、逆に言うと負担をかけてでもやるべきものは当然あると思います。逆に、出てきてもとても見切れないね、誰もチェックできないねというものに負担をかけるのも、行政コスト上もいかがかという点もございますので、その辺りの今後の進め方を第4期に入りまして、今度出てきたものを見ながら、先生方と御相談しながら28年度の形を、少なくとも28年度の改革にマイナスにならない時点で御判断いただきたいと考えているのが、現在の考え方でございます。

岡議長 ありがとうございます。

林さんの「28年度のリストぐらいいいではないですか」という御意見に対する今の事務局の答えの理解を深めるために、あえて確認するのですが、各省庁の見直し期限の一覧表というものが27年末までにホームページに公表されれば、おのずとそれは分かるという理解でいいですか。

柿原参事官 今、お願いしようとしている作業なのですけれども、平成27年末にお願いをするのは、全ての各省が所管する規制の法律の法律ごとの見直し年度、見直し周期の表がホームページ等に出ます。そういう意味で法律は全部分かるのですが、法律未済までは今のところ想定はしていません。この提案の中にも入っておりません。

岡議長 林さん、法律のレベルのものについては27年末、本年末に全部ホームページに出ることですから、我々の関心のあるものをそこから引っ張り込んできて、関係するものについて質問等々をすることは可能だと思うのだけれども。

林委員 ありがとうございます。

お答えいただいたとおり、事務作業の負担の観点からのお話だと思います。逆に言いますと、これをやることの意義との関係で、その事務作業をあえて負担すべきかどうかという経営的な判断になるのかなと思います。私は我々の会議の期限も考えますと、27年と28年でこれだけ数字が違いますので、28年の分についてもリストだけは見ておきたいという思いがございましたが、実際問題の負担、時間的な制約があるのであれば、仕方がないかなと思います。

岡議長 ありがとうございます。

大崎さん、どうぞ。

大崎委員 今の林委員の御発言に関連してなのですが、私も思うのですけれども、繰り返しになってしまいますけれども、もともとこの規制シートを作りましょうという話は、規制の自己点検をしていただくという趣旨が強かったわけで、ある意味、私どもの方でお願いしていないことまで手広くやっていただくことについては、全く異を差し挟むつもりはないわけです。この会議としては、ですから、改めて最低限これは必ずやってください、でもそれ以上やってくださるのは全く歓迎ですよということを事務ベースで伝えていただくことが重要なと思う次第です。

岡議長 ありがとうございます。ごもっともだと思っております。

刀禰次長 今の点はごもっともな御指摘だと思いますので、改めて各省にはその旨を伝達したいと思います。

岡議長 他いかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、皆様方の御了解をいただいたということで、先ほどの事務局の説明の内容で進めていきたいと思っております。

大崎さんが言っていたので、繰り返しになりますけれども、この規制レビューを考えたのは、規制の所管省庁が自発的、主体的に、世の中の変化、環境の変化に対応した形で見直してもらう、そういう方向に持っていこうという狙いがありますので、是非そういう環境整備をしていきたいと思っております。また、それをうまく使いながら、個別の案件の規制改革の実現を図るといっても当然同時にやっていくと、そのような形で進めさせていただきたいと思っております。

長谷川さん、どうぞ。

長谷川委員 1点だけ。11ページに規制シートのイメージというものが別紙についていますけれども、大体この形で、大きさもこの形で決定という感じでしょうか。

柿原参事官 規制シートの様式につきましては、このイメージというのは昨年6月の実施計画のときのものでありまして、実際のもの例は資料1-3です。本日お出ししております規制シートの提出状況についてということで、これが各省から実際に作られたものでありまして、大きさにつきましてはそれぞれの欄に記載の分量に応じて伸び縮みさせていただいておりますので、基本はこの大きさですけれども、これが大きくなっているところもあります。おおむね1枚に入っております。

長谷川委員 分かりました。

岡議長 長谷川さん、よろしいですか。

事務局、どうぞ。

刀禰次長 1点、補足させていただきますと、この規制シートの様式は正に昨年お決めいただいて、これまでこれだけの数が出てきております。それで徐々に使いながら活用が始まっているわけでございますけれども、また今後拡充していくという中で、有村大臣から御指示もありまして、このシートの項目等についても本当にこれからの議論のためになる項目になるのかという観点もチェックをする必要があるのではないかという御指摘を頂戴いたしました。

我々といたしましては、7月以降この作業をしていく際に、各ワーキングで議論していただく際に、そういう点もあわせて見ていただいて、よりこの規制シートが皆さんにとって使いやすくなるものになる観点からも、もし先生方から御意見があれば、場合によっては様式の若干の見直しもあり得るといっても含めて考えておりますが、当面は今のこの作業でお願いをしたいと思っております。

岡議長 ありがとうございます。

これは極めて柔軟に対応した方がよろしいと思っておりますので、皆さんからも何か御指摘、

御意見があればどしどし出していただくようお願いいたします。

それでは、議題 1 は以上で終了とさせていただきます、議題 2 に移りたいと思います。議題 2 は「規制改革ホットラインについて」でございます。資料 2 - 1 及び資料 2 - 2 について事務局より説明をお願いいたします。

佐久間参事官 それでは、説明いたします。

資料 2 - 1 を御覧ください。「規制改革ホットラインの処理状況について」の説明状況を取りまとめさせていただきました。

まず 1 . の受付件数ですけれども、4 月 28 日までの実績で累計 3,458 件でございます。

次に、2 . の所管省庁への検討要請状況ですが、これは 5 月 15 日現在の数字でございます。前回の規制改革会議への報告以降、新たに要請した件数は 25 件、内訳は、健康・医療関係が 2 件、雇用関係が 1 件、投資促進等の関係が 20 件、地域活性化の関係が 2 件でございます。累計は 1,932 件となっております。

3 . の所管省庁からの回答状況ですけれども、前回の会議において前期の対応状況と今期の対応状況と比べられないかといった御指摘もいただきましたので、これまで脚注で数字を記載していたものを表形式として示しております。所管省庁からの回答状況、これも 5 月 15 日現在ですけれども、これまでの総数でいきますと 1,839 件でございます。1,839 件のうち前期までに出てきたものというのは、この表の一番右の一番上にあります 1,113 件でございます。そして今期分というのはその下の 726 件でございます。

所管省庁の回答状況につきましても、前期と今期で分かるように書きまして、今期についてはワーキングごとの内訳も記載させていただいております。そして、総数が一番下に示されておりまして、対応が 56 件、検討に着手が 195 件、検討を予定というのが 353 件等々となっております。

あと、資料で触れていない点について補足いたしますけれども、前向きな回答が前期と比較して今期は増えているのかといった指摘も前回の会議でございましたが、例えば、「対応、検討に着手、検討を予定という部分を前向きな回答ということで、これらの合計件数の全体に占める割合を見ますと、通期で見ますと大体 33%、前期は 35%、今期は 30% という数字でした。また、対応不可の全体に占める割合というのも見てみましたところ、通期ですと 36% なのですからけれども、前期 35%、今期 37%。要望内容に左右されるので一概にこういった数字で比較するというのが適切かというのは議論があるところでございますが、数字的にはこういうことでありますので補足させていただきました。

なお、今回新たに検討要請いたしました 25 件につきましては、ワーキング・グループごとに提案事項を記載した資料を 2 ページ以降に添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に資料 2 - 2 を御覧ください。これにつきましては、平成 27 年 3 月 1 日から 3 月 31 日まで所管省庁から回答を得た提案事項が 235 件ございましたけれども、これをホットライン対策チームにおいて内容を審査いたしました。その結果、各ワーキング・グループでさら

に精査検討を要する事項を並べたものでございます。全部合わせますと54項目になります  
が既にワーキングで検討している事項です。 は当面、取り上げるかどうかは明らか  
でないため、事務局で内容の精査を進めることが適当と考えられている事項ということ  
です。健康・医療の関係は既に議論している遠隔診療、遠隔モニタリングの2件で  
になっているほか、医薬品の陳列に係る規制改革要望など4つほど がついております。

雇用ワーキングの関係につきましては今回、処理した事項が多くて、労働時間規制、雇  
用仲介制度、労働者派遣に関する要望などほとんどワーキングで取り上げられている事項  
でして、 がたくさんついているという状況でございます。

次のページにいきまして、農業ワーキング・グループは1件ですけれども、地域ファン  
ドが6次産業化に取り組んでいる事業体に出資する際の農林漁業成長産業化支援機構の同  
意基準を明確化してほしいという要望内容なのですが、この要望について1つ がついて  
ございます。

投資促進等ワーキング・グループの関係は、地熱発電の開発規制の緩和など2件、既に  
ワーキングで取り上げており がついていまして、他にお酒の関係の規制緩和、これは通  
信販売小売免許においても全ての酒類の販売を可能にしてほしいという要望ですとか、あ  
るいは廃棄物処理系のいろいろな要望について、合計6件ほど がついてございます。

地域活性化ワーキング・グループの関係では、合計13の印がついてございますけれども、  
例えば過疎地の交通空白地において自家用の有償運送の運用ルールの緩和、これは具体的  
に言うと自ら交通手段を持たない過疎地域の高齢者の方に、旅客運送と一緒に受注配達サ  
ービスをできるようにしてほしいという要望なのですが、こういった既にワーキン  
グで取り上げている事項もほかにありまして、合計4件に がついているほか、事務局で  
さらに精査検討すべきものということで9件ほど がついております。

なお、今回申し上げた提案事項以外のものについても引き続きホットライン対策チーム  
の精査検討対象として、必要に応じて各ワーキング・グループにおいて対応することにな  
っております。

提案内容と各省庁からの回答内容の詳細については、次ページ以降に別添で記載して  
おりますので、必要に応じて御確認いただければと思います。

私からは以上です。

岡議長 ありがとうございます。

ホットライン御担当の佐久間さん、何かございましたらお願いします。

佐久間委員 ありがとうございます。

それでは、私からは今回新たに所管省庁に検討要請を行った提案事項について、1点  
だけ紹介させていただきます。

今回、新経済連盟からの御要望が多かったわけですが、その中でこの資料で言いますと  
資料2-1の新たに所管官庁云々のページで言うと3ページの地域活性化ワーキング・グ  
ループ関連として挙げていますシェアリングエコノミーの成長を促す法的環境整備。この

内容はインターネットの発展によりまして持家、マイカーなどの個人の遊休資産の活用が容易になっている。一方、世界的にもそのようなサービスを前提にした経済圏が発生しつつある。こういう問題意識の上で我が国のシェアリングエコノミー関連の規制について検討してくれという要望です。

これは実は地域活性化ワーキング・グループではシェアリングエコノミーという言葉ではなくて、空きキャパシティーということで既に旅館業だとか要望にありますように別荘だとか、建築基準法上の手続の問題だとか、そういうものに取り組んでいますので、個別具体的に言うと大体重なるものが多いかと思えます。ただ、ある意味で非常に重要な事項だと思っております。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対して御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

大田さん、お願いします。

大田議長代理 小さいところなのですが、資料2 - 2で各省からの回答で、雇用ワーキングで と に、「時間にとらわれない新たな労働制度の構築」という項目があり、質問内容もほとんど一緒なのですが、対応が は「その他」になっていて、 は「検討に着手」になっているのですが、こういう違いはどこから来ているのでしょうか。

岡議長 事務局、分かりましたか。

大田議長代理 資料2 - 2の11ページと13ページです。

佐久間参事官 各省の分類を基本的にはそのまま記載しておりまして、なぜ違うのかはにわかには分かりかねるのですが、別途事務的に確認したいと思えます。

岡議長 タイトルは同じですが、違う内容だということですか。

大崎委員 ほとんど一緒です。

佐久間参事官 それも含めて、すみません。

岡議長 大崎さん、どうぞ。

大崎委員 それで少し気になったのですけれども、他のところでもかなり重複感があるホットラインのメッセージがいろいろあるのです。前に別の団体から全く同じ趣旨のものが来ていて、検討しているものがまた来ているとか。それはもちろん、その人本人にとっては初めてのこともかもしれないので、別に門前払いしろということではないのですけれども、少し省庁に投げる段階でも交通整理が要るのかなという気がします。

先ほど大田議長代理から御指摘があったものなんかは、全く同じ団体が毎月同じことを言っていますね。10月31日受付と11月27日受付で、こういうものはやや問題があるかなという気がするのです。

佐久間参事官 10月と11月で両方出てきているのは、11月で多様な働き方の集中受付というのをやって、恐らく新経連はまた同じものを出してきたということだと思います。他方、経団連は10月のうちに出したからということで、11月にはいただいていたたり

するのですけれども、そこは要望者サイドとしていろいろな考えがあつてのことかと思ひます。

岡議長 ありがとうございます。

いずれにせよ、今、大崎さん、大田議長代理から御指摘のとおり、事務局で可能な限り交通整理はしておいた方がいい場合があるかもしれません。よろしくお願ひします。

他いかがでしょうか。よろしいですか。

この規制改革ホットラインへの対応は、私どもにとって大変重要な機能といひますか、過去2回の答申の約7割がこのホットライン関連の案件であつたという事実がござひます。今期もかなりの部分が答申につながっていくのだらうと思ひますので、引き続きしっかりとフォローしていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして会議を終了いたします。どうもありがとうございます。